

A25 法人が資産をその役員に対して贈与した場合には、資産の譲渡があったものともなされて消費税の課税対象となります。

みなし譲渡とは、①法人が自社の役員に対して行う資産の贈与、②個人事業者が行う事業用資産の家事消費の行為をいいます。

消費税は、事業者を納税義務者とし、事業として対価を得て行われる資産の譲渡および貸付けならびに役務の提供を課税の対象としています。このため、対価の授受を伴わない取引は、消費する側において「消費」のための拠出がないので、本来課税の対象とはなりません。しかし、自社役員への資産の贈与や個人事業者が事業用資産を家事のために使用または消費する行為は、その事業者の意思によって自由に行えるものであること、その資産の仕入が仕入税額控除の対象となること等の理由から、対価を得て行われる資産の譲渡とみなして課税することとされています。

役員に資産を贈与した場合には、法人税において、その資産の時価を臨時の役員給与であると認識し、役員給与の損金不算入の取扱いを受けます。このような場合には、法人税の損金不算入の処理と同時に、消費税も課税されるということです。

みなし譲渡の場合に課税標準に算入すべき金額はその資産の時価となります。ただし、その資産が棚卸資産である場合には、次の金額とすることができます。

<下記のいずれか大きい方の金額>

- その棚卸資産の課税仕入の金額
- 販売価格の概ね 50%相当額